

平成 30 年度新潟県たばこ対策推進協議会議事録

日時：平成 31 年 1 月 24 日（木）午後 1 時 30 分から午後 3 時 15 分まで

会場：県庁西回廊講堂

<p>【開会】</p> <p>○事務局</p> <p>○健康対策課長</p>	<p>只今から平成 30 年度たばこ対策推進協議会を開会いたします。 開会にあたりまして、健康対策課長の堀井から御挨拶申し上げます。</p> <p>健康対策課長の堀井でございます。 本日はお忙しいところお越しいただきまして、誠にありがとうございます。 皆様方には、日頃より本県のたばこ対策の推進につきまして、御理解と御協力をいただいておりますことをこの場をお借りして御礼申し上げます。</p> <p>さて、たばこを取り巻く最近の話題といたしましては、昨年 7 月に健康増進法の一部を改正する法律が成立いたしまして、「望まない受動喫煙」の防止を図るために、多数の方が利用する施設について、規模に応じまして一定の場所を除き原則屋内での喫煙を禁止するとともに、違反者に対する罰則も設けられたところでございます。法の施行は来年 2020 年 4 月ということになりますけれども、それに先立って行政機関、病院、学校等の施設については本年 7 月に前倒しで施行されるということになっております。</p> <p>県といたしましては、県民の皆様、事業主の皆様への今回の法改正の内容の周知啓発に努めるとともに、国の動向を注視しながら受動喫煙防止対策を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、関委員からはいつも御指摘いただいております県庁の禁煙につきましても、先ほど申し上げました通り行政機関の禁煙が定められておりますので、次年度中に施設内禁煙となると聞いております。今日、管財課の方も来られておりますけれども、そういった状況でございます。</p> <p>本日の協議会には、たばこに関係する様々な分野の方々から、委員としてご参加いただいておりますので、是非それぞれの立場からご意見を頂戴いたしまして、県のたばこ対策を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>本日は、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただき実り多い会議としたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
--	---

<p>○事務局</p>	<p>続きまして出席者の御紹介に移りますが、後ほど皆様からたばこ対策の取組についてお一人ずつお話を頂戴したいと思っておりますので、その際に併せまして、自己紹介をお願いできればと思いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>なお、欠席の方が四名いらっしゃいます。新潟県医師会理事の吉田委員、新潟県歯科医師会常務理事の木戸委員、新潟県女性財団の阿部委員、新潟県麺類飲食業生活衛生同業組合の恵委員からは欠席の御連絡を頂戴しております。</p> <p>また、オブザーバーとしまして、我々事務局の後方でございますが、新潟県たばこ対策関係部局連絡会議の構成員も出席しておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>本日の会議でございますが、公開とさせていただきますのでよろしくお願いたします。</p> <p>続きまして協議会長の選出であります。参考資料に添付いたしました本協議会の設置要綱を見ていただきますと、第4というところに、「協議会長は、委員の中から選出する。」とございます。事務局といたしましては、例年新潟大学の関委員に会長をお願いしているところでありますが、今年もそのように考えておりますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。それでは、関委員に会長をお願いしたいと思います。これより議事につきましてよろしくお願いたします。</p>
<p>○関会長</p>	<p>ありがとうございます。私の方から議事進行させていただきます。新潟大学の関と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは次第に沿って議事を進めたいと思います。</p> <p>はじめに、議題(1)「たばこ対策をとりまく状況について」、まず、新潟県のたばこ対策に関する現状と取組について県の方から説明をお願いします。</p>
<p>○事務局</p>	<p>(資料No.1、2について説明)</p>
<p>○関会長</p>	<p>只今の説明についての質疑応答については、後ほど時間を取りたいと思います。</p> <p>その前に、委員の皆様から、今回初めて参加される方もいらっしゃいますので、まず委員の方の自己紹介をお願いしたいと思います。その中で御自身のたばこ対策についての取組やお考え等をお話いただければ</p>

<p>○興梶委員</p>	<p>と思います。なお、今の県の取組に関して御意見がありましたらここで述べていただいても構いません。質問に関しましては後ほど時間を取りますのでよろしくお願いします。それでは順番ですが興梶委員から順番に右の方に行く形でよろしくお願いします。</p> <p>新潟産業保健総合支援センターの興梶です。今、意見もと言われたのですが、禁煙支援をする医療機関の伸びがここ4、5年伸び悩みという印象を私は受けました。それで、今日、県の医師会が出ていないのですけれども、やはり禁煙支援をするためには一定の研修を受けた先生でないと駄目なので、この研修をもう少し県の医師会とタイアップしながらもう少し診療機関が増えるように努力したいというのを今感じた所があります。ここ4年位増えていないのがちょっと気になりましたので、これだけ色々受動喫煙が問題になっているけれども、先生方が指導する能力を得るための、レベルアップの研修会が是非必要かな、と思いました。</p>
<p>○上原委員</p>	<p>公募委員の上原みゆきと申します。よろしくお願いいたします。上越市から参りました。新潟県酒造組合が行っています新潟清酒達人検定という検定が、銅の達人、銀の達人、金の達人とありまして、私は金の達人に少し前に合格したのですが、お酒の微妙な味の違い、香りの違いを勉強しているうちに、ますますたばこの香りが、どんどん不快になってしましまして。ただ、上越市で飲食店等に行きますと、やはりまだまだ堂々とたばこを吸っている方もよく見受けられたりして、「ちょっとこの食事、このお酒にたばこの香りはなあ」なんて思ったりすることも度々あります。今日はよく皆様の御意見をお聞きして勉強したいと思ってまいりました。よろしくお願いいたします。</p>
<p>○川上委員</p>	<p>公募委員の川上です。今取組の中でお聞きしたのですが、実際取り組んでいるのは、家庭ですと一緒なたばこを吸わない、吸う人はちょっと外に出て吸って、という感じですね。あと私はなるべく、飲食店、レストラン、色々あろうかと思うのですが禁煙という所を指定する、場所であれば禁煙の所で食べる、そういう所を進めております。これからの対策としては、漠然としているのですが、資料の中で上越・中越が多いのでちょっと新潟のデータがないので「あれっ」と思ったのですが、全県民にアンケートを、取っていらっしゃると思うのですが、上中下越に分けて、年代別に分けて、色んな角度からアン</p>

○近藤委員

ケートを取っていただいてそれから吸い上げていった方がより良く県民に周知して、要するに広報活動をもう少し徹底していただきたいなあ、とこういうふうに思いました。以上です。

新潟日報総務局の近藤と申します。何度か参加させていただいておりますが、会社で人事の仕事をやっておりますとともに、その流れで会社の衛生委員会の事務局をやっております。

取組と言いますと毎年なかなか進んでいませんと言いつつのごとく言っておりますが、やはり社内を見ておりますと、職場に灰皿というのは既に過去のものとなっておりますが、やはりここ1年、社内ではいわゆる加熱式たばこというものにかなり切り替えが進んでいるなという印象を受けます。まあ、そこについては様々な観点から見解が出ていますけれども、うちの産業医ががんの専門家だったりするものですから色々厳しい意見もいただき、また女性の社員が増えております中で、当然ながら受動喫煙、吸わない女性、子育て中の社員等も増えておりますのでその間でどういった対策をとっていくのがベターなのかという、ちょっと板挟みの状況になっているところがあります。

それから、今日も配付していただいた資料で、改正健康増進法の一部施行についての通達ですか、これでも出ておりましたが今後政令等がどういうふうに出てくるのかという、半分ひやひやしながら注目しております。一つといたしましては私どもの支局、地方に1人とか2人とかそういう支局がありますけど、そういった所を事務所として見た場合、果たしてここは喫煙でなければならないのかとか、そういう問題もあるなと最近ちょっと考え始めた所でもありますし、また、私どもの発行物、もしくは新聞の折り込みチラシ等で求人広告をやっております。こちらにつきましても今後求人広告の中でもそういった受動喫煙を防ぐ状況等の明示を求められるという話を聞いておりますので、具体的にどのような運用を求められることになるのかということに関心を持っております。以上です。

○瀧澤委員

新潟市保健所健康増進課の瀧澤と申します。よろしくお願いたします。

私ども新潟市ですので、市町村の代表というような形での出席なのかなと思っておりますが、たばこ対策につきましてはやはり市民の皆様と接する機会が多い所が県とは違う部分かなと思っております。取り組みとしては、市町村が行う肺がん検診に来られた方の中でたばこを吸う本

○大川委員

数が多くて長年吸ってらっしゃるような方に対して、問診の際に必要なより禁煙外来のリストをお渡ししております。

それから若年層、若い女性の皆様に対しましても、やはり子育て、出産を控えている方について、出生届を窓口にお持ちになられた際に、担当の保健師や助産師などがたばこ吸われている方については禁煙を勧めていくというような直接的な取組をさせていただいております。

また、今後、今ほども話題になっておりました受動喫煙防止、改正健康増進法の施行に向けた取組ということが大きな仕事になっていくと感じております。政省令など、細かい部分がまだ示されていない中で、皆様にどのように伝えていくのかという所が、難しい所でございます。新潟県内で新潟市域だけが私どもが担当する部分ということになりますが、どのように事業者の皆さんにお伝えすると効率がいいのか、新潟県の方と御相談させていただきながら、無駄のないように事業者の皆さんに法律の内容を伝えていければと思っております。よろしく願いいたします。

セブン-イレブン・ジャパンの大川でございます。新潟と北陸3県におきまして外部、主に行政様も含めた窓口をさせていただいております。私ども、この場で確認させていただきますと、恐らくたばこを提供する側の立場の人間といたしましては、日本たばこ様、組合様、あと私ども。特に販売をしているのは恐らく私どもだけだと思いますが、その立場で言わせていただきますと、先ほどの（新潟県のたばこ対策の）三本柱の中で最優先に私どもが対応しなければならないことが、やはり未成年者へのたばこ、お酒もそうですけれども、販売防止、これに尽きると思います。これにつきましては過去から同じですけれども、特にここ数年の中で、現場での確認といたしまして年齢確認をすることが最優先なのですが、そのためのステップとしてレジで、コンビニエンスストアとしましては若干チェーンによって違いますけれども、確認をお客様自身にボタンを押していただく。それで従業員が年齢確認、IDの提示を求めた場合はきっちり出していただく。それを出していただく、これで販売できるということになっております。当初ですね、実際成年の方から、むしろそのクレームですとか、「見て分からないのか」とかいうのがあったのも事実でございます。そこは非常に現場でも苦しんでいる所なのですが、ここ最近はやっとその辺の認知も進みまして、当然見て分かる場合には声をかけないということもありますけれども、ただあくまでも声をかけた場合には必ず提示していただくということが成人の皆

さんが協力いただくことで、未成年者が買いにくくするというのが一番と思いますので、そちらにつきましては引き続き現場の方で対応していきたいと考えております。

あと、受動喫煙につきましては、直近で実は東京都の方で私どもセブンイレブンが店頭の灰皿を、来年の東京オリンピックに向けてということではないですが、撤去を私どもフランチャイズの法務として加盟店の皆さんに依頼をしているということがございます。これも元々受動喫煙防止法等により明らかに法で定められた置くことができない所については当然今でも置いておりません。ただ、商品として販売している中でたばこを買うお客様も当然いらっしゃいます。店頭の一つサービスとして置くことが法令上問題ない場所については、これはあくまでも加盟店様の判断ということになるのですが、ただ法令順守、地域の皆様の御理解、御意見等も非常に重要になってきますので、そこら辺も鑑みてですね、今後そちらについても取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○高橋委員

新潟県中学校長会の高橋と申します。お世話になります。学校の方では、保健ですとか健康教育というような形でこういった人体への影響というようなことがかなり浸透しておりますので、子供たちが問題行動等でたばこに手を出すというような問題はほとんど聞くことがありません。以前は心の不安定なお子さんがそういった所にひかれていくということがありましたけれども、今はそういった実態としてはございません。学校として気にしている所は、御家庭内でのそういった環境でしょうかね。御家庭の中でそういったことがまだあまり浸透していなくて、受動喫煙の影響を受けているお子さんもいる可能性があるということと、それから加熱式たばこなどが、生徒指導担当と大分議論したことがあるのですが、喫煙にならないということが一時期心配したことがありましたけれども、実態として子供たちがたばこに対して関心が無いというふうなことで、まあ心配する程の事ではないということが分かりました。今子供たちは非常にそういった意味で自分の健康というようなことを大切にするような現状がありますので、今後ともそういった取組を大事にしながら、むしろ子供たちが口にする「たばこのにおいがした」とか、やはりそういった受動喫煙につながるようなそういったようなことをまず環境として整備をしていただくような協力を関係機関に働きかけていくことが大事な事かなと思っています。よろしく願いいたします。

○榎本委員

新潟県小中学校 PTA 連合会の榎本恵美子と申します。私の一人娘、中3ですけれども、リアルな話をいっぱい聞きます。

まず、小学校の時点でたばこへの恐怖感、肺が真っ黒になっているような写真とかを見せてもらって勉強して、恐怖感は私が子供の時より強く植え付けられているので、たばこがダメなものだということは認知しています。

でも実際には中学生になってみて、ちょっといきがっているような子供がたばこを吸って、それを今の時代ならではの SNS に投稿している。それはすぐ周りの子供たちが素直に「たばこはダメ」とわかっているのに、すぐ先生に報告するのですけれども、そういう形で報告もあります。早急にそれは対処できるのでまあその後はないと思いますけれども、そういう家は多分親からせしめていると想定できます。

今度、うちも高校に上がっていきますけれども、高校生のママ友の話では、やっぱり吸っている人はいます。それはどこで買っているのかというとコンビニだろうということ。やはりコンビニさんの方もお酒も含めてそうですけれども、ちゃんと身分証明があるはずなのに私も聞いたら、「そういうのがあまり徹底されていないのかな」というような回答で、「普通に買えるよ」というような回答もいただきました。そういった所もあるのでコンビニさんは徹底していただきたいというのもあるし、実際、高校生、コンビニでバイトしている子もたくさんいるので、バイトしている時にお客さんがいない時に買うことができるのではないかなというのもすごく心配しています。

あと、うちの主人もたばこを吸いますので禁煙外来を勧めました。それも家族の意向でという形で行きました。そうしたら「本人の意思が無い」ということで、途中で断念して、結局失敗しました。で、今はたばこくさいのが洋服とかに付いて。うちはたばこ吸う部屋というのが決まっていますが、私たちはにおいの付いた洋服で入ってきますとたばこくさいですので、加熱式たばこに替えてもらったり最低限の努力は我が家でもしています。

担任の先生のたばこくさいというのも問題になっておりまして、私も直接クレームみたいのを言ったことがありますけれども、部屋中くさいという状況で、先生がいなくなった後でもくさいという、それは他の同じ学年の先生に聞いたらその方はたまたま歯科医の受付を以前していた方で「それは歯の裏にヤニが付いているにおいだよ」ということで、直接先生に電話して、色んなケア、歯医者さんに行ってくださいとか、加熱式たばこに替えてくださいとか、ちゃんと吸った後に口臭予防して

○古川委員

くださいという形で直接担任の先生に言った所、まあ、それから大分たつて、先生とも話しますけれども、加熱式たばこに替えたということでしたが、においの先生へのクレームというはなくなりました。そういう形で自分の身の周りで起きていることはそういうことですが、たばこは嗜好品なので周りに迷惑をかけないように楽しんでいただければいいのかなと思いますので、県の取組として何かいいものがあればよろしく願いいたします。

たばこ組合の古川でございます。先ほどセブーンイレブンさんがたばこを売っているのはコンビニだと言っていましたけれども、私の方もたばこ屋の集まりですから、県内で2,000店を実はまとめている立場であります。

去年もここで話ししましたけれども、マナー啓蒙をどうするかということで20年前から店頭で立って、不特定多数の、学校の生徒さんが通れば、あるいは大人が通れば今でもずっと20年前から続けております、平成9年からやっているのですが、それから街の美化活動、ゴミ拾いですね、こういうのをやってきております。行政が始まったのが8年位前と聞いておりますから、その間、無作為にごみは県内で広がってきたと思います。そういう時代からやってきております。

未成年者の部分についても、店頭でロコミをして一軒一軒が対峙してきているということでもありますから、去年もお話ししましたけれども、もう、小売屋さんの店頭で未成年者が来ることはほとんどありません。全くないと言ってもいいくらいで「あそこに行ったってどうしようもない」というような折紙付きになったということだろうと思いますけれども。

それから喫煙環境整備。これは喫煙者に向かってですけれども、スタンド灰皿を店頭の自分のスペースの所に置いてあるのも見受けられると思いますが、県内だけで2,100台は零細の販売店さんの店頭で置いてあります。これがなかったらどうなるかって言ったら、まあ想像がつかずけれども、路肩に吸い殻が落ち続けると。たばこはちょっと隙を作るとやはり側溝捨てをしてしまうということで、徹底してやっております。全国で26,000台が設置されております。組合員が56,000人位いる中での26,000台設置して、そういうふうな中では寄与しておりますけれども。

それと今、たばこのマーケットは今劇的に変化しております。それはどういうことかと言うと、データでも分かるようにもの凄い勢いでマー

ケットが沈んでいっているという言い方でいいでしょう。そうするとサバイバル戦になっているのですね、内側で。たばこ屋同士が。コンビニエンスストアさんと私どもの区分については、業界各社でどんどん淘汰されている、弱者が淘汰されているという状況になっております。だから、近くのたばこ屋さんがどんどん消えていっているというのが現状であります。

それから加熱式たばこの話を二、三人の方がお話されていましたが、もう煙が出ません。極端な言い方をすると蒸気ですから、全く火を点けるものではなく、熱で吸っているのです。ただしたばこ屋から言いますけれども、まずいたばこです。その商品が、国の指針に乗っ取って、煙が出ないものを分煙対策に、この手はないのかということで、20年かけて開発したのがあの加熱式たばこです。電子たばことは違います。そういう商品があります。

もう一方、サバイバル戦になると何が起きるかという、今まできっちりおいしいものをレギュラーなプライスで作っていたたばこがつかないだまではあったのですけれども、今、粗悪品とは言いませんが安いたばこが店頭に並び始めた。中身はどうだかと言われるとそんなわけにはいかないだろう、こんな安いを作ると思われるたばこが実は店頭にあります。それが売れ始めている。あまりいい状況ではない。たばこの目線からいけば。

それから、電子たばこについてですが、要するに規格外ですよ。規制外なのでその辺が大変皆さん気になる所だと思います。混同しているので、たばこ屋さんも正直困っていて、このままいくとちょっと厄介な部分でたばこのマーケットに支障をきたすのではないかなというふうに思っております。

また、時間があれば沢山の部分の変化が起きているということを伝えていって対応していけたらなと思っております。

○上野委員

日本たばこ新潟支店の上野でございます。私の方からですね、たばこを製造している側として皆さんにお話をさせてもらえればと思います。

色々な資料見させていただいて、お話も聞かせていただいた中で、まず弊社のスタンスとして最初に皆さんに御理解いただきたいのは、今回の改正健康増進法の趣旨であります「望まない受動喫煙」という部分に関しては、全くもって弊社も賛同しているということを御理解いただいた上で、この後のお話聞いていただければと思います。

皆さんの加熱式たばこ、それから通常の紙巻のたばここといった話を聞

かせていただきました。その中で、やはり私も二点ほど気になるキーワードとしては、たばこの煙のにおいであるとか、吸った後のお洋服に付いたものとかのその方自身のにおいですね。こういったことは、たばこの課題としてメーカーとしては今後クリアしていかなければいけないことなのだろうなどは認識しました。

で、もう一点が加熱式のたばこというところなのですけれども、弊社でいうとプルームテックという商品があります。最初のにおいという部分に関して、ここをクリアするための弊社からの解答というか、御提案というような商品がプルームテックになっているのかなあと認識しています。ただこのプルームテックですね、弊社の利益を確保するために製造開発したものではありませんよということをお話させていただきます。あの商品を開発した背景というのは、正に吸われない方がたばこの煙に対して迷惑を被ることのないような社会。もっと言えば、御家族がレストランで御食事されました。お父さん、食後に一服したい。でも一服している間は喫煙所まで行って、奥様、お子様とその間離れてしまう。こういった場面が色々な場所で見受けられる。この折角家族でいる楽しい時間を、一回喫煙のために分断する、というような場面をなくしたいという思いもあって、プルームテックであれば、におい気にならない。もしそのレストランが「プルームテックであればいいですよ、テーブルでお使いいただけます」というお店であれば、正にずっと御家族と一緒にいられて楽しい時間を過ごせる。そんな社会をちょっとでも助けることができないか、そんな思いからプルームテックを開発しています。なので、一概にたばこだから、加熱式もたばこだよ、みたいな所からは少し意識を変えていただいて今後の規制だとか条例ですね、そういった所で御検討いただければメーカーとしては本当にありがたいなと思っています。以上です。

○葭原委員

新潟大学の葭原と申します。よろしくお願いたします。今日は歯科医師会の木戸委員が欠席でありますので、それを含めて私の方から報告させていただきます。

昨年の11月に新潟県歯科医師会の方で所謂医院として禁煙対策を進めていくということが宣言されています。それに合わせて11月に研修会も開かせていただいて、関先生に講演頂いたり、コーチングの実習をしたりしています。かなり遅きに逸した面もあるにはあるのですが、何かこの面で歯科医師会としても取り組んでいければいいのではないかと考えています。初めてですので、ここからどういう風に進めていくの

○関会長

はこれからの検討だと思います。歯科医院で完結するのか、それを薬剤師会、医師会と連携しながら進めていくのかというのは、実効がどれだけ上がるかと関連した話になっていくと思いますので、これから色々議論しながら進めていければと思っています。

皆様、ありがとうございます。

最後に私の方から自分の事を簡単にですが、私は新潟大学の関と申します。現在の専門は予防医学というふうになっています。元々は呼吸器内科でしたので、中学生高校生の子供さんがいるお父さんを患者さんとして亡くしたりしたのをきっかけに、まずは予防の方が大事だろうということで、この世界にちょっとシフトして、色々たばこのことをさせていただいております。

今日はこれから色々御意見いただきながら、県の方と皆様方が所属する所でどういう風に対策を進めていただければいいのかということと一緒に考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、先ほど少し時間を取りますとお話ししましたので、最初の県の取組について御意見御質問がございましたら。委員の皆様のご活動についての質問でも構いません。何か御意見御質問がありましたら挙手をお願いします。では、興柁委員をお願いします。

○興柁委員

2020年、オリンピック、パラリンピックがあるわけですがけれども、新潟県でも多くの市町村で合宿が行われます。調べました所、新潟市、燕三条地区、長岡市、上越市などで合宿が行われます。選手だけが来るわけではない、応援団も来るということになりますし、合宿も一回だけではないということでもあります。御存知のように東京オリンピックの方では小池都知事が受動喫煙のないオリンピックをしようということでやっております。やはり、お客様を迎える、おもてなしをするという新潟県の立場からすれば、それなりの対応が必要だろうと私は思っております。各市町村で色々計画をしております、ホームページでも見てまいりましたけれども、単なる合宿だけでなくその後の国際交流の所も踏まえてであります。こちらからまた来られた国の方へ若い子供達が行ったりする、向こうからまたお客様がいらっしゃるというような輪が広まってまいります。

この中できれいな、美しいおもてなしをしたいというのが私の願いでありまして、これは市町村をバックアップするという立場からすれば県の方で何か考えていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

<p>○関会長</p>	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>オリンピックに関して市町村へのサポート等、何かありましたらお願いいたします。</p>
<p>○事務局</p>	<p>福祉保健部として何ができるのかという所は検討していない段階ですが、実際にオリンピック、パラリンピックの機会は非常に貴重な機会だと思いますし、当然国際交流を進めていく大事な機会だと思いますので、何が市町村に対してできるか、啓発の部分で、例えば公的な部分は今回の法改正で定められていますので徹底していけるのかなと思う反面、逆に路上での喫煙ですとかそういった部分に対してどうゆう制限がかけられるのか、逆に言うとマナーの向上の問題でもあると思うのでそういう部分には積極的に働きかけていきたいと思っておりますけれども、具体的に市町村と協力してどういう風にやっていくかというのはこれから考えていきたいと思っております。</p>
<p>○関会長</p>	<p>他にいかがでしょうか。</p>
<p>○葭原委員</p>	<p>意見、質問というか感想に当たるのですが、資料2の1番を見た時に、特に男性に関してなんです。私の認識として、減少傾向は明らかで今の対策を続けていけばずっと減少は続いていくのだと思っていたのですが、ここ何年かの様子を見ていると結構頭打ちになっていて、これが顕著というか、多分頭打ちなのだろうということになると、かなり課題がそこに多いのかなあという気がしました。何が原因かというのはちょっと分かりませんし、もしかしたら若年層、20代に原因があるかも知れません。しかし、細かく分析しようとするとかかなり対象数が少なくなるので難しいと思っておりますけれども、何か次の一手が必要だろうなというふうに思いました。以上です。</p>
<p>○関会長</p>	<p>ありがとうございます。ではこれは御意見ということで。</p>
<p>○葭原委員</p>	<p>はい。</p>
<p>○関会長</p>	<p>はい、では他にいかがでしょうか。では川上委員お願いします。</p>
<p>○川上委員</p>	<p>資料2の2ページですけれども、禁煙外来の情報提供というのがあります。</p>

	<p>ますけれども、若い人はネット持っていますけど高齢者はほとんどうまくないと思います。こういうのを要するに県民に全体的に周知できるような、県のお知らせですとかね、もう少しああいうのを利用して県民全体がわかる、周知できるようにしていただければよいと思うのですが、そういうお考えはないのでしょうか。</p>
○関会長	<p>いかがでしょうか。</p>
○事務局	<p>禁煙外来情報については、御指摘の通り現在ホームページへの掲載が主となっております。今後、喫煙ができる環境が減ってくるというのが健康増進法の改正による動きだと思いますので、禁煙外来情報について県民の皆様幅広く周知できる広報媒体について検討を進めてまいりたいと思います。</p>
○古川委員	<p>資料では年齢別に喫煙率が出ているのですが、少しバラつきがあるわけですが。業界でもこういった資料はそれ以外の部分で把握しているのですが、この傾向がどこの部分を抑止に力を入れていった方がいいのか、資料を見るとわかるのですが 20 代男性が 23%、40 代男性が 45%、実は男性が倍です、喫煙率が。女性も 40 代で 30%です。なんで増えるのって話ですよ。国は女性も職業参加でとやっているわけですよ。諸外国のデータを見ると女性の喫煙率は先進国で軒並み 15%を超えているわけですよ。日本だけ少し低い。ただ今後、社会人が出ていく人たちはどんな人たちかと言えば、女性の人は 30 代から就職して課長なのか係長なのか、要するにリスクを背負う。そうすると酒とたばこを欲しがると、当然増える。その傾向がここにはっきり出ているので、これから企業を回って社長さんどうですかって話をするなら、課長さんとか部長さんとか話をして「あんた（たばこ）やめてね」と話をする方が一番近道だろうというふうに思いました。実は業界ではそういう目線で、ああここに数字の違いがあるな、というのが見えてきているのです。県の資料だけでなく他の資料にも出ているのですが。で、先進国も「なんでだろう」と振ってみれば、働き手がちょうどいい、子育てが終わって出てきて頑張る、要するに管理職になる。そうするとどうしても酒とたばこ、よく分かりませんがデータがそうなる。これはやはりこれから進めていくうえで重要なポイントではないかなと思っています。売る方にしてみればこういう人がお客さんで増えるのかと見てとれるわけで、参考にしていただければと思います。</p>

○関会長	事務局の方で何かありますか。
○事務局	参考にさせていただきます。
○関会長	はい、ありがとうございます。他、いかがでしょうか。
○近藤委員	私も今の資料2の読み方ということで、今思ったのですけれども、年齢階級が10歳毎になっている中で、サンプルを取っている調査が過去5年間ということで、この調査は過去5年ではなくかなり前からやっているのでしょうか。
○事務局	今回過去5年を抜粋させていただきました。
○近藤委員	そうすると、同じ年齢階級の中での調査になるので、過去5年間同じ年齢階級の中に留まっているサンプルの方もかなりいらっしゃるということになりますか。
○事務局	こちらの県民健康・栄養実態調査については抽出調査という形になります。調査をする地域についても国の調査に併せて行うこととなりますので、抽出する地域は国が指定する所になります。抽出するサンプルが被るというのはこちらでは決めることができない、ということになります。
○近藤委員	今の調査、別の視点で見るとサンプルが少ないですよ。例えば30代であれば吸わなかったのが次の年齢階級になると増えるのか、時代と共にこの層がそっくりずれていくのかという部分というのが、この過去5年のデータからでは受け取り辛いものがありまして。そういった点から、これはどちらかという要望ですが、経年の1年毎のデータというよりはもっと過去のデータに遡って例えば3年単位5年単位で長期的なスパンで見ただけの場合に数字がどう動いているか、そういった形で統計を構成した方が喫煙者の動向、というのがより分かりやすくなるのではないかと思いますので、是非今後御検討いただければと思います。
○事務局	資料についての御指摘ありがとうございます。いただいた御意見を参考に今後統計の分析を進めてまいりたいと思います。

○関会長	非常に良い御指摘だと思いますので、是非御検討いただければと思います。
○葭原委員	先ほどの古川委員に追加ですけれども、職業によってもかなり差があると思いますので、これから次の対策を考えた時にはそういう面も検討の余地があるかなと思います。
○関会長	<p>対策のターゲットをどこにするかというのは非常に重要な視点だと思いますので、検討よろしくお願ひします。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、後ほど時間がありましたら伺いたひと思いますので、次の議事に進めさせていただきますと思います。</p> <p>続きまして健康増進法の改正等、国の動向について事務局お願ひいたします。</p>
○事務局	(資料3、4、5、当日配付資料について説明)
○関会長	<p>只今の説明について質問、御意見がございましたら挙手をお願ひいたします。いかがでしょうか。では、先に進みましてまた意見交換の際にお願ひしたいと思ひます。</p> <p>続いて意見交換です。「新潟県のたばこ対策における効果的な取組方法について」ということですが、その前に事務局から資料6について説明していただき、その後皆様から御意見をいただきと思ひます。</p>
○事務局	(資料6について説明)
○関会長	では事務局からの資料6を参考に、これからの取組について御意見をいただければと思ひます。情報が足りないという部分につきましては、県の方に御質問という形でも結構ですのでお願ひいたします。順番に進めてまいりたいと思ひますが、禁煙支援について県の取組としてどうしていけばいいかということで、これまでも既に興梠委員の方からも禁煙支援の受け皿が頭打ちじゃないかということと、あと禁煙支援はその先生の力とかも重要ですので研修が必要ではないかということで御意見いただいておりますし、川上委員からはホームページだけでは全県民には伝わらないのではないかという御意見もいただいております。その他にこれから受け皿をどうしていくかということ、それから情報提供の場

<p>○葭原委員</p>	<p>として県民の皆様には到達する情報提供としてどのようなことが考えられるか御意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、葭原委員お願いいたします。</p> <p>歯科医師会でも先ほどお話した通り禁煙対策に取り組んでいこうということで、会としては取り組む出発点に立ったのですね。だけれども会の様子で言うとそこにも年齢差があるらしくて、高齢の会員の先生はあまり積極的ではない。だけど、若い先生方はこれを積極的に取り組んでいきたい姿勢があるようです。結局、出発点には立ったのですけれども、これで歯科医師会として非常に強く進むかというところでもないのではないかと気がしますので、是非行政の方からも色々アプローチしてもらって、よりいい形で、多分ですけども薬剤師会とか医師会とかとの連携の中で進んでいくのが現実的だと思いますので、支援をお願いしたいと思います。一応新潟県には1,300医院がありますので、非常に大きい力になると思います。なので、是非よろしくお願いいたします。</p>
<p>○関会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。歯科医師会の取組が始まったということですので、多分定期的にかかっている人も多いと思いますので。そこで、先ほど歯科医師からの助言もあって歯の裏ですとかそういうところもあるということですから、歯科医師からの情報提供はすごく大きいと思いますので、是非そういう所で連携していただければ…すいません、私は会長の立場ですが、ものすごくその辺はありだなと思っております。他、いかがでしょうか。川上委員から、どういう形でしたら県民の皆様には到達しやすいという何かアイデアございますか。ホームページ以外でという形になりますと。</p>
<p>○興梠委員</p>	<p>市町村から毎月のように情報が送られてくるので、そこに共同掲載というのはいかがでしょうかね。ちょっと一コマ、少しでもいいですからそこに共同掲載をしてくださいというだけで、協力してくれると思いますし。</p>
<p>○関会長</p>	<p>市町村だよりみたいな。</p>
<p>○興梠委員</p>	<p>そうですね。意外にみんな見ている。</p>
<p>○事務局</p>	<p>私ども健康対策課はがんの方も担当しております、がん検診の一斉</p>

○関会長

広報ということで市町村に広報依頼をさせていただいております。同様の手法で禁煙支援に関する情報提供ができないか、効果的な手法について検討させていただきたいと思います。

あと、私の方から。薬局もかなり新潟市の薬剤師会とかは力を入れて禁煙支援をできる薬剤師を増やそうという試みもされていますので、薬局も是非連携していただければと思います。あと先ほどのポスターどこに置けばということですが、女性の喫煙対策のポスターなんかは薬局だったら置いても面白いかなと思います。そこにニコチンガムとか色々売っていますし、そういう所に置いていただくのもいいかなあとと思います。よろしくをお願いします。

それでは、禁煙支援についてははまた後で何かあれば御発言いただきたいと思います。

では、次に未成年者の喫煙対策についてということで、先ほど学校ではあまり問題にはならなくなってきたという話があったのですが、実際には保護者の立場からは結構聞きますよとかいう話もありまして、なかなかまだ問題としては残っているのかなという形でもあります。学校の方では今はSNSとかそういう所の対策に力を入れていらっしゃると思いますが、喫煙対策というのはどのような事をやられているのでしょうか。

○高橋委員

(喫煙経験者の割合が)ゼロではない要因は、基本的には喫煙に対する問題というよりも、不安定になったり自己実現ができない時にどこに出るかということなのですね。ですからそれがリストカットに行ってしまうたり、引きこもりになったり、現象は色々違います。ですから、たばこを吸うという行為だけに目を向けるのではなくて、もう少し根っこの部分のケアをするということがやはり重要かなと思っています。

今数値は下がっていてごく数%のお子さん達が喫煙に行ってしまうというのは、色々な不安定要素、色々な自己実現が図れない、認めてもらえない、もしくは愛情が注いでもらえないという所の方が大きいのではないかと私たちは思っています。

従って、先ほど申しましたけれども、榎本委員からお話ありましたけれども、小学校の段階から非常にそういった、「たばこってというのは怖いね」ということは子供達には浸透していますので、分かっている手を出すのはそういった原因だと思いますので、こういったことを続けていくというのがこれからも割と重要かなと捉えています。

○関会長	はい、ありがとうございました。榎本委員の方から、県の方にこういうことをもう少しやったらどうか、あるいは販売業者の方々も色々今までも対策されているのですがそういう所に何かあればお願いしたいと思います。
○榎本委員	学校でも未成年の喫煙は駄目だよというのを徹底してもらいたいという所ですよね。そういうので守り合えるというか、いじめもそうですけど、誰かがやったら誰かが守るという形で。やったら早期解決につながるので、若いうちのたばこは駄目という教育、学校での授業で入れていただきたいですね。
○関会長	やはり早いうちからの教育が大切ということで。
○榎本委員	はい。私の世代とかは高校生で吸っているというのがいましたよね。結構いました。そういう人達はやめられないですよ。うちの主人見てもそうですけど。ニコチン中毒になっているのでやめられない。「妊娠中は頑張ってやめていた。でもおっぱいは粉ミルクに替えてでもたばこを吸った」という方の話も聞いてきたのですけれども。なので、そうなる前にまず若い時にきちんと教育、たばこは体に良くないという教育をちゃんとしていただきたいなと思います。
○関会長	ありがとうございます。他に、県で何か取組が、今ポスターコンクール位ですけれども、他に県で取り組んでもらいたいことがあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
○興梠委員	<p>この前研修をする機会があって、糸魚川の方のお話を聞いたのですが、横澤夏子さんのお母さんが色々な学校に出向いて行って、保健師さんなのでオペレーターの的な感じでしょうが、今高橋委員がおっしゃっていたような色々な子供達の課題、そういうのに取り組んでらっしゃるといっているのを聞いて。「1日3校掛け持ちで私飛び回っています」なんて話していましたが。全県的にそういう能力を持った人たちが広がっていくといいのかなと思いながらその講演を聞いたことがあります。</p> <p>それからもう一つは、そういった研修会に行った時にホテルの中が煙たかったのも、たまたまホテルの支配人とも会ったのでお話したのですが。「ホテルの中煙いね」とお話ししたら、「もう少し行政がプッシュして</p>

	<p>くれると、私たちもロビーで喫煙とかおやめいただけるのですが」と支配人が言っておりました。やはり行政のプッシュがあるというのがいいと思いますね。確かに泊りいただくお部屋の方で喫煙可能というお部屋はあると思いますが、ロビーとか食堂とか皆さんがいらっしゃる所、そこはやめていただきたいというのが、支配人に対しての考え方なのですが、やはり今までの習慣が残っていますので、ちょっと行政から押ししてほしいという意見を言われました。なるほどと思って聞いてきた所です。</p> <p>○関委員 ありがとうございます。あと、先ほどコンビニがやはり高校生くらいの購入が多いのではないかというお話がありましたけれども、今の段階でプラスアルファの対策とかって何かイメージできますでしょうか。</p> <p>○大川委員 全コンビニエンスストアのお話として受け取りたいと思うのですが、一方で実際、コンビニエンスストアの環境としては、実はお客様の層の半分が45歳以上です。実は残念ながら私ども若い方に来ていただけていないです。これが実態です。</p> <p>で、すいません、別にこれ言い返すわけではないのですが、お酒についてはですね酒類販売管理者という制度がございます。酒税保全法に基づく。私は講師をやっているのですけれども、酒もたばこも喫煙者や飲酒の未成年者が実際どこで手に入れるかという圧倒的に家庭内です。</p> <p>おそらく、私こういう立場から離れて見ると、先ほど皆様仰っていたのですけれども、地域の中で、当然店側は買えない環境を地域で作る。家庭内である意味手に入らない環境を作る。先ほど、統計上でも圧倒的に関心が減っているという、これは事実です。私の息子たちもそうです。その中でそこまでリスクを負って手に入れようという発想が恐らく、私たちと違って、無いと思います。今の方は。環境整備していくには一つそれも大事なことというふうに感じています。</p> <p>で、私共としては、お店で対応していく、最後の最後は接客になってしまうものですから、先ほどホテルのお話ありましたけれども、やはりお店としてお客様に対して説明するのがちょっと曖昧な部分がございますので、やはり「必ず100%身分証明書を見せないと大人も買えない」とやっていただけると私共も非常にすっきりするのですね。そこが、最後の最後の裁量がお店に求められてしまうと、そこで実際に対応しているのが、残念ながら対応している従業員も確かに未成年者がいるので。18歳とかですね。そのために、どうしても守れないという所がありま</p>
--	--

<p>○関会長</p>	<p>すので、そのの所はお願いになりますけれども、御検討いただければと考えています。</p> <p>はい、ありがとうございます。是非その点も考慮に入れていただければと思います。</p> <p>それでは次に移ります。受動喫煙防止対策についてですが、今回の法改正もありますし、周知等であるとか、あるいは実際にこういう所で困ったとか、あるいはこういう対策はどうかというようなアイデアがありましたらお願いしたいと思いますし、あとは屋外での受動喫煙防止対策というのも論点にしておりますので、その点についても何か御意見ありましたらお願いしたいと思います。</p> <p>上原委員、いかがでしょうか。</p>
<p>○上原委員</p>	<p>私が住んでいる所は、各家がそんなに近づいていなくてある程度離れていますが、隣の家の方が「子供が産まれたから家の中では吸わないでくれ」と言われているらしくて、若い男性なのですが、うちの台所の方向に目がけて、朝よくたばこを吸ってらっしゃいます。先ほど申しましたが、お酒の香りの微妙な違いについて必死になっているうちに、ほんとに鼻が悪い割には香りに敏感になったのか「あれっ」と思うと向こうで吸っていて。離れてはいますが、家の中に流れ込んでいるなというのが朝晩毎日のことになってくると、悩んじゃうなど。よく集合住宅の場合で、ベランダで吸う方がいる場合はすぐ近くなのでより切ないと思います。うちの場合は離れてはいても感じるということで、わざとやっているわけではないし、隣の方に吸わないでくれとも言えないし、困ったなあという程度ですけれども。法改正では配慮義務があるのみということで、どうしたらいいか悩んじゃう、困っちゃうなあという程度です。</p>
<p>○関会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。本当に集合住宅以外、戸建ての住宅でもそういう問題がかなり出ているということで、お話を聞いているとかなり大きな問題かなと思います。そういった点も今後、望まないというのは変ですけれども、受動喫煙防止の取組としてそういう所にも配慮したような広報等をしていただければと思いますので、是非御検討いただければと思います。ほか、いかがでしょうか。では川上委員、お願いします。</p>
<p>○川上委員</p>	<p>今のお話ですけれども、マンションとかでたばこを吸っている人がい</p>

	<p>ますね、ベランダで。それで臭いから何とかしてくれとか言われるのですね。エレベーターの中も臭いから消臭剤を撒いてくれとか、においに敏感な人は非常に最近増えていますね。そういう意味では吸っている人はあんまり思っていないでしょうけども、受動喫煙で非常に苦痛というか耐えがたくて相談に来るケースが非常に多いです。じゃあどうするか、どうするかと言っても本人に言う訳にもいかないのです、公の掲示板を利用して掲示文書を出したりするしか、今の時点では他にないです。それで、県民でしょうかね、担当の行政の方も、そういうふうな色んなこの資料の中で研修・講習色々あると思いますけど、現実的なのを皆さんにオープンして。アンケートでもいいし、アンケートならどういうケースで色々悩んでいるとか、こういうケースの場合はこうですよとか、アンケートを実施していると思いますけど、そういう中身のポイントみたいのをアンケートで取るようにして。ただ吸っているのか吸っていないのかではなくて、どういうことをすると迷惑していますよとか質問内容を考えてしてやるともっと効果的な対策を打てるのではないかと思います。以上です。</p>
○関会長	<p>事務局から何かあればお願いします。</p>
○事務局	<p>今ご意見いただいたように、今回の法律の改正では望まない受動喫煙を無くすということがメインになっていますので、たばこを吸う人達にも、自分が吸っているたばこの香りが周りの人にどういう影響を与えるとか、害ではないですけどどのような悪い印象を与えているとかですね、マナーという面でもあると思うのですけれども、そういうところを訴えていくことも一つの大事な事だと思いますので、アンケートもそうですし広報媒体もそうですけれども、できるだけ、今ご意見いただいたように、具体的にどういうことが問題になっているかわかるような広報、周知の仕方を検討したいと思いますので、またご意見いただければと思います。</p>
○関会長	<p>はい、ありがとうございます。では先に近藤委員からお願いします。</p>
○近藤委員	<p>受動喫煙の方で言いますと、今日いただいた資料の3ページですかね。厚生労働省からの資料だと思うのですけれども、前から見させていただいているのですが、正直、取組の使い分けが分かりづらいという印象が非常に強くありまして、特に20歳以下が入るか入れないか、例え</p>

	<p>ば流出防止措置を講じていればというのが、20歳以内にかかっているのか全体にかかっているかも分かりづらいし。なので、こういった形だけで広まっていくと、とりあえず役所が言うとおりにこういう風に貼ったからいいやみたいなことになるのではないかという、ちょっとそういう懸念も感じられると思います。ですので、その辺りをもうすこし咀嚼して、例えば妊娠中のお母さんから見たら、これはどういう対策なのとか、先ほど上原委員からのお話でもありましたけど、子どもを連れてお父さんから見たらどういうふうに使分けたいかとか、そういうもうちょっと噛み砕いた形で県の方でも発信していただけないかと思いますが。</p> <p>○事務局</p> <p>今回、改正法の県の対応として難儀している所を申し上げさせていただきますと、政省令で定めるとされている事項が非常に多岐に渡ります。また、今回の資料の通知文の中で学校・病院、行政機関の庁舎等に係る規定は7月1日施行とすることが示されておりますが、その施行のために必要な政省令、留意事項は追って制定するとされています。</p> <p>施行まで半年を切った状態ですが、まだ詳細が定まっていない点について、現在施設管理者様や市町村のご担当者様からお問い合わせを多くいただいておりますが、政省令の制定を待たなければ分からない点も多く、御照会いただいてもお答えできないことが多々ございます。</p> <p>近藤委員御指摘のとおり、こちらの資料を見るだけでは法改正の内容について理解しづらい面もあるかと思っておりますので、ターゲットを絞った広報を行う際の表現や、県民一般の方々により分かりやすい表現ですとか、検討してまいりますし、また、ご意見をいただければと思います。</p> <p>○事務局</p> <p>追加ですけれども、当日配布させていただいた資料の7ページをご覧くださいと、従業員に対する受動喫煙対策の2番のところに、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うと書いてある通り、まだ政省令も出ていない段階で具体的に何をどうすればいいのか私どもも示されていない状況ですので、これは必ず国の方で何か示されると思いますし、示されなければ私どもから国の方に確認する中で、なるべく早い時期に国が示してくれるのが一番いいのですけれども、確認していきたいと思っています。</p> <p>○関会長</p> <p>大川委員お願いします。</p>
--	--

○大川委員

今お答えで私も微妙だなと思ったのですが、受動喫煙って何なのという。ちょっと私今回初めて参加させていただいたものですから、私が高曖昧だなと思ったのが、受動喫煙ですから喫煙の煙が流入する健康被害ですよ。

話の中で例えばたばこくさいエレベーター、これも受動喫煙なのか。恐らくアンケートを取るとかそういう所までいきますとね、ここで受動喫煙の定義をきちんと、さすがに空気なので難しいかもしれませんが、そもそも健康被害なのか、スメルハラメントとかあると思いますが、においを感じた側が優先するののかという所は線引きをしていかないと、多分効果は出ないかなと思います。

あと、もう一個。小売の立場を離れてですけれども、告知物についてということですが、第一義として、目的が今喫煙をされている方へ止めてもらおうということだとすると、JTさん怒るかもしれませんが。ちょっと話は変わりますが、特殊詐欺という、電子マネーを使った詐欺の方が非常に多くあり、私ども申し訳ないのですが。

被害防止のために買うお客様に入れるケースを作っています、新潟県とも連携させていただいて。大抵その場で声をかけても皆さん信じてくれないです。「いやこれ大丈夫だから」とか、「税務署から来たやつだから」と言って結局被害が出る。で、ケースに入れて持ち帰ってもらうことで、一回自分の目で見ることで「あれ、まてよ」みたいなことで。でするので、たばこに半分近く広告がでていますからあれも抑止になりますから、自分で考える時間を作る、本人たちに特化したものを作る。

あるいは、先ほど榎本委員がおっしゃいましたけれども一方で誰から言われるか、私実は妻の妊娠を機にやめた方ですが、逆にその後妻は吸っているのですけれども。じゃあ誰から言われると、というと旦那が吸うなら奥さんから言うとか、これはどこに告知するかわかりません。スーパーで配るのか、決してたばこを買う人に配るわけではないような。そういうようなある程度ターゲットを決めてやるべきなのかなと。

単純に皆さんにポスター貼ってくださいだと小売の立場から言うと実際効果はないと思います。その辺の工夫が必要かと思うので、一言言わせていただきます。

○事務局

受動喫煙の定義が何なのか、という話ですが、改正法の中で定義がされておりまして、「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいうものとする」とされています。

後段の部分につきましては、広報の参考にさせていただきます。

<p>○関会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。</p> <p>受動喫煙防止に係るご意見あるいは何かご提案があれば、お願いしたいと思いますが。今、大川委員がおっしゃった、ターゲットを変えていけないとなかなか到達しないという所、重要だと思いますので、その辺のところぜひ参考にさせていただければと思います。</p>
<p>○上野委員</p>	<p>では、製造の方からもお話をさせてください。</p> <p>今、受動喫煙とはという定義のお話伺ったのですけれども、私ども、弊社の見解と致しましては受動喫煙というのはあくまでも大気中、空気中にリスクファクター、健康懸念物質が吐き出されて、その空気中にある物質を、たばこを吸われない方が取り込んで健康に害が発生するような状態というふうに認識しております。</p> <p>そういう中で皆様方のご議論をお聞きしている中で一点気になる部分が、健康に対するリスクファクターという部分とにおいだったりという迷惑の部分がごっちゃになって議論されているというように私の方では感じられて。</p> <p>そこが、逆に今後、実際にこうやってお集まりいただいているので、分けた形で、迷惑行為と健康に関するリスクファクターみたいな論点で議論いただいた方が、メーカーサイドとしてはありがたいなという気持ちがあります。</p> <p>あともう一点、私どもたばこをどんどん推奨しようというつもりでは決してないですけれども、何か世の中を見ていったときに、強制的にたばこを排除するみたいな空気をすごく感じているのですね。</p> <p>確かにたばこは、古川委員が挨拶の中でおっしゃったとおり嗜好品だし、最終的には使うお客様が自分で選択して自己責任も含めてですね、選択し喫煙をするというところであって、何かこう自由と言うのを排除するという動きだけにはなってほしくないなど。</p> <p>これは私の私見ですけれども、感じているところです。</p>
<p>○関会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、においと有害物質を分けてほしいという話でしたけれども、これは分けられないというふうに思います。においというのは有害物質を含む化学物質が体内の鼻粘膜に入っていくって吸収されて感じるものですので、においだけを分けて話をするのは難しいと思いますので。化学物</p>

<p>○興梶委員</p>	<p>質が取り込まれたということを見做はできないと思いますので、分けることはできないと思います。</p> <p>ただそれ以外の部分に関しましては色んな考え方があると思いますので、皆様方の中でできることをやっていただいで。もちろん強制的に排除するというのではなくて、できるところから被害者がでないようにという形を徐々に進めていっていただければいいかなと思います。</p> <p>興梶委員、何かございますか。</p> <p>がん対策の方で県もやっておりますしモデル授業でやっていると思いますが、中学生ターゲットのがん教育、いわゆるいのちの授業というのをやっていると思います。</p> <p>モデル授業でいくつかの学校でやっておりますし、私は新潟県健康づくり財団の方の委託で、がんの教育をやったことがあります。一時間ちょっと話をするわけですが、非常に子ども達は熱心に聞いてくれまして、最後はいのちの授業ですから、いじめの問題とかそういうところに触れて、お話をします。この学校の生徒たち全員を体育館みたいな所に集めて話をするのですが、非常によく聞いてくれる。</p> <p>これは元々、日野原（重明）先生たちがやられたいのちの授業の続きで私たちがそれを教えていただいで、やっているわけですが、モデル授業でやっている数が少ないので、もっと広げられるのになあと思っています。</p> <p>ですから、県の予算もあることだとは思いますが、そういう喋れる人を作るのもまた大切なことなので、そこら辺協力していきたいと思いますのでまたよろしくというふうに、もっともっと命の教育が広がっていったらいいなというふうに思います。そういう中で、たばこのことも必ず話に出てきますし、エイズのことだって出てきますし、子宮頸がんの話まで出てきて非常に微妙なところまで話をするのですけれども、砂に水が入るがごとくみんなさっと吸収してくれます。</p> <p>本当に学校の生徒たちの反応がいいということをつくづく感じていますので、是非ご協力していただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。</p>
<p>○関会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>あと、瀧澤委員の方から市民と接する機会が多いということですので、何か受動喫煙防止について市民への働きかけについて何か提案があればお願いします。いかがでしょうか。</p>

○瀧澤委員

市民の皆様へのお知らせという部分では、通常新潟市ですと市報にいがたなどでお知らせしたり、広報物を作って公共的施設に配置したりということが通常行うものですけれども、なかなかそれですと市民の皆さんに届かない部分があります。

どういうふうにしていけばいいのかについては、私にいい案がありませんので、是非皆様からお聞かせいただきたいということと、私ども当然市民の皆様への情報提供ということも考えないといけないのですが、それと同時に実際に対策を取らなければならない事業者の皆さんに対応を正しく分かりやすく伝えるということが大きい部分かなと思っております。

そういう意味では今回事務所、職場を対象にということになりますので、産保センターですとか労働局と連携が必要ですし、お店などにどのようにアプローチしていくかという部分は県も同じところが課題だと思いますが、様々な業界組合に当たっていくとか、色々想定はできるのですが、どういうアプローチをどういう所にしていくとうまく伝わるのか、ご意見いただけるとありがたいなと思っております。

○関会長

はい、ありがとうございます。どちらかというご意見募集中という所もあるかと思っておりますので、今日色々沢山ご意見いただきましたが、まだまだ、今日の皆様のご意見を聞いて思いついた点もあるかと思えます。ただ、今日はちょうど時間になってしまいましたので、本日はここで終了させていただきます。

これまでのご意見ご提案を事務局に整理いただいてまた検討いただくということと、また、委員の皆様方からも今日言い足りなかったと言う点がありましたら、事務局の方にご意見あるいはご提案などいただければと思います。それでは議題は以上とさせていただきます、事務局にお返しいたします。

○健康対策課長

今日は非常に多くの参考になる御意見をいただきましたと思います。

特に歯科医師会の方の研修ですとか、禁煙外来の受け皿をどうしていくのかとか、本当にちょっとアイディアが浮かぶような御意見をいただきましたと思います。

今後、今日いただいた御意見を生かしてまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局

関会長、委員の皆様、本日は長時間に渡りありがとうございました。
以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。